

船員の海技資格の承認約束

日本及び外国（締約国）の船員が、それぞれ相手国の船舶に乗り組むことを可能とするために必要な手続き等について、海事当局間で約束を行うもの。

1. 船員の海技資格の承認約束とは何か

- (1) 航海士又は機関士の資格（海技資格）は、船員の資格等に関する国際条約（STCW条約）に基づき船舶の旗国が発給することが原則。
- (2) 一方、条約では、各國は外国（締約国）の海事当局が発給した海技資格を承認できると規定しており、これにより、自国籍船に外国人船員を乗船させることが可能。
- (3) そのため、承認を行う事前に、承認を行うための手続き等を記載した約束をSTCW条約締約国との間で交わしておく必要がある。

2. 日本における海技資格の承認約束の必要性

- (1) 日本における承認約束には2つのパターンがある。
 - ①日本が外国（締約国）の海技資格を承認するためのもの（下図①）
 - ・外航日本船舶の増加に伴い必要な外国人船員を日本籍船に乗船させることができる
 - ②外国（締約国）が日本の海技資格を承認するためのもの（下図②）
 - ・外国籍の日本商船隊の船舶に、日本人船員を乗船させることができる
- (2) 現在、合計30か国[日本が外国资格を承認：19か国、外国（締約国）が日本資格を承認：15か国（うち相互承認は4か国）]と承認約束を交わしている。

図①

日本が外国（締約国）の海技資格を承認することを約束している場合



図②

外国（締約国）が日本の海技資格を承認することを約束している場合

